

○鏡野町水道料金の漏水による減免に関する要綱

平成30年1月24日
告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、[鏡野町水道事業給水条例\(平成17年鏡野町条例第233号。以下「条例という。」\)](#)第34条及び[鏡野町水道事業給水条例施行規則\(平成17年鏡野町規則第136号。以下「規則という。」\)](#)第29条の規定に基づき、漏水による水道料金の減免について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、[次の各号](#)に掲げる用語の定義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 給水管 配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管又はその給水管から取り出して設けられた管
- (2) 直結する給水用具 給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓、給湯器、電気・太陽熱温水器、水洗トイレ等の給水用の器具及びこれに接続される設備等(減免の対象とする範囲)

第3条 減免の対象となる漏水は、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地下、壁体等の埋設給水管からの漏水
- (2) 町長が容易に漏水等の発見ができないと認める床下等の露出給水管からの漏水
- (3) その他自然災害等特別の事由により減免が適当であると町長が認めるとき。

(減免の対象外)

第4条 [前条](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、水道料金を減免しない。

- (1) 水道使用者又は第3者の事故、不注意等による漏水
- (2) 給水管に直結する給水用具及び受水槽からの漏水
- (3) 漏水箇所を発見した日から、翌々定例検針日を超えて漏水の修理を怠ったとき。
- (4) 漏水の修理を仮設管として行ったとき又は仮設管からの漏水
- (5) 1年間に2回を超えて同一量水器の2次側で発生した漏水
- (6) 水道料金に滞納があるとき。

(減免の対象期間)

第5条 水道料金減免の対象期間は、漏水が一番多く発生した期の属する1期分とする。ただし、漏水修理完了日の属する期から前々期を超えて遡ることはできない。

(認定水量の算定方法)

第6条 漏水対象期間から過去1年間の使用水量の平均を基本に町長が認定する。

(申請手続)

第7条 条例第34条及び規則第29条による、料金等の減免を受けようとするものは、漏水修理完了日から起算して60日以内に水道料金減額申請書([別記様式](#))に修理前後の写真及び還付請求書を添えて町長に申請しなければならない。ただし、メーター交換等町に起因するものや、自然災害等によるものは、申請を省略できる。

2 漏水箇所の修理は鏡野町指定給水装置工事事業者によるものとするが、緊急に他業者等で修理した場合は、町職員により漏水箇所の確認を行うものとする。

3 町長は、[第1項](#)の申請書の提出があった場合は、調査の上、軽減又は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

4 減免申請が却下された水道料金については分納することができる。

附 則

この告示は、平成30年4月1日受付分から施行する。

附 則(令和3年2月9日告示第4号)

この告示は、令和3年3月1日から施行する。

[別記様式\(第7条関係\)](#)